

# 国立大学法人滋賀医科大学医学部放射線障害予防規程

平成16年4月1日制定

平成27年3月23日改正

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。）第21条第1項の規定及び電離放射線障害防止規則（以下「電離規則」という。）並びにその他の関係法令の定めるところに従い、滋賀医科大学医学部（以下「医学部」という。）における放射性同位元素等の取扱い等を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、もって医学部内外の安全を確保するとともに、医学部職員等の健康を保持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程は、障害防止法第21条に規定する放射線障害予防規程である。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素等とは、放射性同位元素、放射線を発生する装置、機器（エックス線を発生する装置、機器を含む。）及び表示付認証機器をいう。
- (2) 施設の長とは、放射性同位元素使用施設又は放射線発生装置設置部局の長をいう。
- (3) 放射線業務従事者とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立入る者をいう。
- (4) 透過写真撮影業務従事者とは、エックス線発生装置を用いた透過写真撮影のみに従事する者であつて、動物用エックス線透視室に立入る者をいう。
- (5) エックス線作業者とは、エックス線管理区域が装置内部に限定されているエックス線発生装置の使用のみに従事する者をいう。

## 第2章 管 理 組 織

(放射線取扱主任者等)

**第3条** 放射性同位元素等の取扱い及び放射線障害の防止について指導、監督を行わせるため、次に掲げる取扱区分ごとに放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）、エックス線作業管理者、又は、管理者を置く。

- (1) 密封線源及び非密封線源（放射性同位元素研究施設）
- (2) 透過撮影用エックス線発生装置（外部被ばく線量が1.3mSv/3ヶ月未満に限る）
- (3) エックス線管理区域が装置内部に限定されているエックス線発生装置

- (4) 表示付認証機器 (教育用)
- 2 密封線源及び非密封線源 (放射性同位元素研究施設) に係る放射線障害防止について指導, 監督を行わせるため, 学長は障害防止法第34条に規定する放射線取扱主任者の資格を有する本学職員のうちから主任者を選任する。
  - 3 選任された主任者は, 障害防止法に定められた定期講習を受講しなければならない。
  - 4 学長は, 主任者が旅行, 病気, その他の事故により, その職務を行うことができない場合は, 放射線取扱主任者の資格を有する本学職員のうちから主任者の代理者を選任し, その期間中その職務を代行させるものとする。
  - 5 外部被ばく線量が 1.3mSv/3 ヶ月未満の透過撮影用エックス線発生装置に係る放射線障害防止について指導, 監督を行わせるため, 学長は電離則第 48 条に定める資格又は医師免許を有する本学職員のうちからエックス線作業管理者を選任する。
  - 6 前項により選任されたエックス線作業管理者について, 第 4 項の規定を準用する。
  - 7 エックス線管理区域が装置内部に限定されているエックス線発生装置及び表示付認証機器 (教育用) には, 安全管理のために設置部局長により管理者を選任する。

(医学部放射線安全委員会)

- 第 4 条** 放射線障害の防止に関する重要事項を審議し, 及びその適切な実施を期するため, 滋賀医科大学医学部放射線安全委員会 (以下「安全委員会」という。) を置く。
- 2 安全委員会に関し必要な事項は, 別に定める。

(放射線取扱副主任者)

- 第 5 条** 主任者の職務を補助させるため, 放射線取扱副主任者 (以下「副主任者」という。) を置くことができる。
- 2 副主任者は, 学長が選任する。

(主任者の職務等)

- 第 6 条** 主任者は, 学長の命を受け, 施設の長の指示のもとに, 放射線障害の防止に関する業務を統括するものとする。
- 2 主任者は, 次の各号に掲げる職務を行うものとする。
    - (1) 放射線障害予防規程等の制定及び改廃への参画
    - (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
    - (3) 法令に基づく申請, 届出及び報告の審査
    - (4) 立入検査, 施設検査, 定期検査, 定期確認等の立会い
    - (5) 異常及び事故の原因調査への参画
    - (6) 学長及び施設の長に対する意見の具申
    - (7) 使用状況等及び放射線施設, 帳簿, 書類等の監査

- (8) 関係者への助言，勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

(施設の長の職務)

**第7条** 施設の長は，施設の維持，管理を統括するものとする。

- 2 施設の長は，放射線障害の防止及び施設の維持，管理に関して主任者の意見並びに安全委員会の指導，助言を尊重しなければならない。
- 3 施設の長は，主任者，エックス線作業管理者又は，管理者から報告のあった事項について，適切な措置を講ずるとともに，必要があると認める場合には，学長及び安全委員会に報告するものとする。

(調査，点検)

**第8条** 安全委員会は，定期的に施設の維持，管理の状況，放射性同位元素等の使用状況等，健康診断記録及びその他の関連記録類の調査及び点検を行わなければならない。

- 2 安全委員会は，別表1に掲げる点検項目により，放射性同位元素研究施設について，6月を超えない期間ごとに年2回以上の点検を実施し，その実施状況及び措置の内容を記帳しなければならない。
- 3 安全委員会は，第24条に規定する事故等の場合には，随時，調査及び点検を行うものとする。
- 4 安全委員会は，前項の調査，点検の結果に基づき，施設の長に対し指導，助言を行うとともに学長に報告するものとする。

### **第3章 管理区域，放射線業務従事者等**

(管理区域の設定等)

**第9条** 放射性同位元素等を使用する施設（以下「使用施設」という。），放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）又は，放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）の新設又は改廃をしようとするときは，あらかじめその計画について安全委員会の承認を得なければならない。

- 2 障害防止法施行規則第1条第1項第1号に定める管理区域の設定又は改廃については，前項の規定を準用する。
- 3 エックス線発生装置や表示付認証機器を設置又は購入しようとするときは，あらかじめ，施設の長は，（使用目的，機器名，設置場所，及び管理者名を）安全委員会に届け出なければならない。
- 4 届出の様式は，別に定める。

(放射線業務従事者、透過写真撮影業務従事者及びエックス線作業者の登録)

**第10条** 放射線業務従事者として登録しようとする者は、あらかじめ本人が所属長の同意を得たうえで、安全委員会に対し、所定の様式により登録の申請をしなければならない。

- (1) 本項の申請をした者は、速やかに第18条第1項に規定する健康診断並びに第19条第1項に規定する教育及び訓練を受けなければならない。
  - (2) 安全委員会は、第18条第1項の健康診断により可とされた者で、かつ第19条第1項の教育及び訓練を受けた者に限り登録するものとする。
  - (3) 前号の登録は、その年度内に限り有効とし、引き続き放射線業務従事者となる必要のある者は、その年度内の末日までに安全委員会に対し登録の更新を申請しなければならない。
  - (4) 安全委員会は、前号の申請をした者のうち第18条第1項の健康診断により可とされた者で、かつ第19条第2項の教育及び訓練を受けた者に限り登録の更新をするものとする。
  - (5) 安全委員会は、前号までの規定に基づいて登録簿を作成し、これを保管するとともに施設の長にその写しを提出するものとする。
  - (6) 第2号又は第4号の登録が行われていない者は、取扱等業務に従事し、又は管理区域に立入ってはならない。ただし、見学、工事、点検等の目的で主任者又は副主任者の許可を受けて管理区域に一時的に立入る者はこの限りでない。
  - (7) 前号の規定にかかわらず、医学部以外の者が放射性同位元素等の取扱等業務に従事しようとする場合、主任者は、本務先において必要な健康診断並びに教育及び訓練を受けていることを確認し、安全委員会の承認を得て登録することができる。
- 2 透過写真撮影業務従事者として登録しようとする者は、あらかじめ本人が所属長の同意を得たうえで、安全委員会に対し、所定の様式により登録の申請をしなければならない。
- (1) 本項の申請をした者は、速やかに第19条第3項に規定する教育及び訓練を受けなければならない。
  - (2) 安全委員会は、第19条第3項の教育及び訓練を受けた者に限り登録するものとする。
- 3 エックス線作業員として登録しようとする者は、あらかじめ本人が所属長の同意を得たうえで、安全委員会に対し、所定の様式により登録の申請をしなければならない。
- (1) 本項の申請をした者は、第19条第4項の教育を受けなければならない。
  - (2) 管理者は、第19条第4項の教育及び訓練を受けた者に限り、当該機器のエックス線作業員として登録するものとする。

- 4 第1項, 第1項第3号, 第2項及び第3項の登録申請書並びに第1項第5号の登録簿の様式は, 別に定める。

#### 第4章 放射性同位元素等の使用等

(使用)

第11条 放射性同位元素等を使用する場合には, 次の各号並びに主任者が指示する事項を厳守して線量をできる限り少なくするようにしなければならない。

- (1) 管理区域への立入り時間は1週間あたり40時間以内とすること。
  - (2) 管理区域内の使用施設以外において使用しないこと。
  - (3) 管理区域への出入は所定の順路によること。
  - (4) 管理区域内の各施設は, 常に整理し不必要な器具, 什器類を持ち込まないこと。
  - (5) 管理区域内では, 放射線測定器を所定の部位に装着すること。
  - (6) 特に被ばくするおそれのある作業を行う場合は, 適切なしゃへい壁, その他の防護物を使用するとともに, 線源からの距離の確保, 作業時間の短縮等の処置をとることにより線量をできる限り少なくするよう努め, 作業中はしばしば周辺の線量率を測定すること。
  - (7) 管理区域内で飲食, 喫煙, 化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
  - (8) 学部学生等経験の少ない者のみで作業しないこと。
  - (9) 各取扱区分ごとに定められた使用記録簿に所定の記録を行うこと。
  - (10) 管理区域内の各施設及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ入退室すること。
- 2 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には, 前項に掲げるもののほか, 次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 実験手技に習熟し, 使用しようとする放射性同位元素について十分な知識を持つとともに, 使用目的に応じて放射線障害の発生するおそれが最も少ない方法を採用すること。
  - (2) 所定の場所で所定の着衣, 履物等を着脱し作業室に入退室すること。
  - (3) 放射性同位元素による汚染及び汚染の広がりを防止するため次の事項を守ること。
    - イ 作業台はビニールシート, ポリエチレンろ紙等で表面被覆すること。
    - ロ 取扱いは原則としてポリエチレンろ紙で表面被覆したバットの中で行うこと。
    - ハ 取扱いの際は必ずゴム手袋等を着用すること。
    - ニ 汚染されたおそれのあるゴム手袋等を着用したままで当該実験器具以外のものに直接接触しないこと。
    - ホ 取扱い中は身体, 作業衣, 器具, 作業台等の汚染の有無をしばしば検査し汚染

を発見したときは直ちに除染、廃棄等の処理をとること。

へ 作業終了後は身体、作業衣、器具、作業台等の汚染検査を行い作業台の整理整頓を行うこと。

ト 空気中に飛散するおそれのある放射性同位元素の使用はフード又はグローブボックス内で行うこと。

- (4) 放射性同位元素、放射性同位元素を含む物及び表面密度限度の10分の1を超えて汚染された物の管理区域外への持ち出しは、原則として行わないこと。
- (5) 機器等を管理区域から持ち出す場合は、表面汚染の有無の検査を行い、表面密度限度の10分の1以下であることを確認し主任者の許可を得ること。
- (6) 管理区域から退出しようとするときは身体各部、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、汚染があった場合はこれを除去すること。
- (7) 放射性同位元素により人体及び施設等に大量の汚染を生じ又は生じたおそれがあるときは、直ちに主任者に報告するとともに関係者に通報するものとし、秘密裡に処理しないこと。
- (8) 放射性同位元素の小分け等の前処理はフード内で行い、フードのない使用場所については、前処理を行ったものだけを持ち込んで使用すること。  
なお、ガンマ線源は、フード内におかれた厚さ5センチメートルの鉛ブロックとアクリル板で二重にしゃへいして前処理を行うこと。

(9) 使用核種と使用数量は、各使用場所の掲示に従うこと。

3 機器に装備されていない密封された放射性同位元素を使用する場合には、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 管理区域内の使用施設の汚染を避けるため定められた履物を用いること。
- (2) メスバウアー実験用線源は0.5センチメートルの鉛板でしゃへいして使用すること。
- (3) 放射性同位元素の漏洩が起こらないよう正常な条件で使用すること。
- (4) 放射性同位元素の管理を適切に行い粉失、盗難及び漏洩等の異常が起こらないよう点検すること。

4 エックス線発生装置を使用する場合は、別途定める事項を厳守しなければならない。

5 別途定める事項は、安全委員会にて承認を得なければならない。

(購入及び譲渡・譲受)

**第12条** 放射性同位元素等の購入及び譲渡・譲受をしようとする場合には、あらかじめ所定の様式により主任者の許可を受けなければならない。

(保管)

**第13条** 放射性同位元素を保管する場合には、次の各号並びに主任者が指示する事項を

厳守しなければならない。

(1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設において保管すること。

なお、ガンマ線源は、貯蔵施設内の厚さ5センチメートルの鉛保管庫に保管し、さらに厚さ5センチメートルの鉛ブロックでしゃへいすること。線源の入出庫作業時には、厚さ5センチメートルの鉛ブロックでしゃへいして作業し、作業時間は1週間あたり0.5時間以内とすること。

また、メスバウアー実験用線源は0.5センチメートルの鉛板でしゃへいして保管すること。

(2) 気化又は飛散しやすい放射性同位元素を保管する場合は、気密な容器に完全に封入する等、空気及び周辺物を汚染しないように処置を講じること。

(3) 放射性同位元素の使用が終了したときは、速やかに所定の貯蔵施設に戻して保管すること。

(4) 放射性同位元素を貯蔵施設に保管するときは、所定の用紙に保管日時、保管者名、種類及び数量等を記入すること。

(5) 貯蔵施設から放射性同位元素を持出すときは、所定の用紙に持出日時、持出先、持出者氏名、種類及び数量等を記入すること。

(6) 貯蔵施設内及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ、入退室すること。

(事業所内運搬)

**第14条** 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を、事業所内において運搬する場合には、主任者が認めた所定の容器に封入し、主任者の指示に従い運搬しなければならない。

2 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を封入した容器（以下「運搬物」という。）及びこれを積載又は収納した車輛、その他の運搬用具の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率は、それぞれ2ミリシーベルト毎時及び100マイクロシーベルト毎時を超えないようにし、かつ運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにしなければならない。

3 前2項の規定により放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を運搬する者は、運搬物及びこれを運搬する車輛、その他の運搬用具の適当な箇所に所定の標識を取付けなければならない。

(事業所外運搬)

**第15条** 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を事業所の外において運搬する場合、又は運搬させる場合には、運搬する者又は運搬させようとする者は、所定の用紙に運搬する物の種類、放射性同位元素の数量、運搬の年月日、運搬の方法並びに

荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称等，必要事項を記入のうえ，主任者に提出し，その許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得て運搬する場合，運搬する者は，主任者の指示に従い，障害防止法第18条の2第1項により必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

**第16条** 放射性同位元素又はこれによって汚染された物を廃棄する場合には，次の各号並びに主任者が指示する事項を厳守しなければならない。

- (1) 保管廃棄する場合は，所定の保管廃棄設備内の所定の容器に封入し，廃棄物の内容及び数量，廃棄年月日，取扱者氏名等を明示すること。又，容器に封入できない場合は，汚染の広がりを防止するための措置を講じること。
  - (2) 廃棄に関する所定の記録を行うこと。
  - (3) 廃棄施設内及び入口に掲示の注意事項を厳守すること。
  - (4) 表示付認証機器（教育用）が不要になった場合は，販売業者等に引き渡し，そのむねを安全委員会及び原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 2 密封されていない放射性同位元素又はこれによって汚染された物を廃棄する場合には，前項に掲げるもののほか次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 固体状の放射性廃棄物は不燃性，難燃性及び可燃性に区分し，それぞれ専用の廃棄物容器に封入し，保管廃棄室に保管廃棄すること。
  - (2) 液体状の放射性廃棄物は所定の放射能レベルに分類し，保管廃棄又は排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
  - (3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
  - (4) 保管廃棄室では，ガンマ線源を厚さ5センチメートルの鉛ブロックでしゃへいすること。  
また，この部屋における作業時間は1週間あたり0.5時間以内とすること。
  - (5) 廃棄物は廃棄業者に引き渡すことによって行わなければならない。（有機廃液の焼却炉による焼却の場合を除く）。
- 3 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 焼却処理できる放射性有機廃液の上限濃度は次の表のとおりとすること。

放射性有機廃液の区分	$^3\text{H}$	$^{14}\text{C}$	$^{32}\text{P}$	$^{33}\text{P}$	$^{35}\text{S}$	$^{45}\text{Ca}$
放射性有機	37	37	3.7	3.7	37	3.7

廃液の上限 濃度	ベクレル毎 立方センチ メートル	ベクレル毎 立方センチ メートル	ベクレル毎 立方センチ メートル	ベクレル毎 立方センチ メートル	ベクレル毎 立方センチ メートル	ベクレル毎 立方センチ メートル
-------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

- (2) 焼却炉の運転は、施設の長の管理のもとに行うこと。
  - (3) 施設の長は、焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業、異常時並びに危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から、運転担当者を選任すること。
  - (4) 焼却炉の運転は、別に定める放射性有機廃液焼却炉運転管理要領に従って行い、異常が発生した場合は直ちに運転を停止し主任者に報告するとともに適切な措置を講じること。
  - (5) 焼却炉は、別に定める放射性有機廃液焼却炉運転管理要領に基づき定期的に点検するとともに、運転前においても所定の点検を行い、異常を認めた場合は適切な措置を講じること。
- 4 密封された放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。

## 第5章 測定等の義務

(測定)

**第17条** 放射線障害が発生するおそれがある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、主任者が指定した者（以下「測定者」という。）が、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 密封されていない放射性同位元素の取扱い施設の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、1か月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。空气中濃度の測定は、作業環境測定士（第1種）により行うこと。
- 2 前項の測定結果は、所定の用紙に記録し、主任者はこれを確認のうえ、その記録を5年間保存しなければならない。
- 3 放射線障害が発生するおそれのある場所に立入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、主任者の監督のもとに立入った者自身又は測定者が次の各号に掲げるところにより行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。
  - (2) 測定は胸部（女子は腹部とする。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。）については、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量とすること。
  - (3) 人体部位を「頭部及びけい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子は「腹部及び大たい部」とする。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た

者を除く。) 以外の場合は、当該部位についても測定すること。

- (4) 最大被ばく部位が前号に掲げる部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- (5) 前4号に掲げる測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行う。ただし、管理区域に一時的に立入る者であって、放射線業務従事者でないものは、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。
- (6) 放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取したとき及び吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立入る者は、内部被ばくによる線量の測定を3月(本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては1月とする。)を超えない期間ごとに1回行うこと。

ただし、一時的に立入る者であつて、放射線業務従事者でないものは内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。

- 4 前項の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては毎月1日を始期とする1月間とする。)及び4月1日を始期とする1年間について集計し、また、前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を当該期間ごとに算定し、それぞれ所定の用紙に記録すること。
- 5 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録すること。
  - イ 集計年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 集計した者の氏名
  - ニ 集計対象期間
  - ホ 累積実効線量
- 6 前2項の記録は、主任者がこれを確認のうえ保存し、その記録の写しを記録の都度、その対象者に交付するものとする。
- 7 第2項、第4項及び第5項に規定する測定の記録は、一定期間ごとに安全委員会の検認を受けなければならない。

(健康診断)

**第18条** 産業医は、第10条第1項及び第4項の規定により放射線業務従事者として登録の申請若しくは登録の更新の申請をした者に対して、初めて管理区域に立入る前に、及び管理区域に立ち入った後は6月を超えない期間ごとに健康診断を行わなければな

らない。

- 2 産業医は、前項に規定するもののほか、放射線業務従事者が次の各号の一に該当するとき又は主任者が必要と認めたときは、主任者の報告に基づき、遅滞なく健康診断を行わなければならない。
  - (1) 放射性同位元素を誤って摂取したとき。
  - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
  - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
  - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- 3 産業医は、前項の健康診断の記録を保存し、その記録の写しを健康診断の都度、施設の長及び主任者に提出するとともに、その対象者に対して交付するものとする。
- 4 学長は、健康診断の実施の都度、その結果を所定の様式により所轄の労働基準監督署に提出するものとする。

(教育及び訓練)

**第19条** 安全委員会は、第10条第1項の規定により、放射線業務従事者として登録の申請をした者に対し、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間数以上の教育及び訓練を行わなければならない。但し、項目の一部又は全部について、十分な知識及び技能を有すると安全委員会が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

項 目	時 間 数
(1) 放射線の人体に与える影響	30 分間
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4 時間
(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1 時間
(4) 医学部放射線障害予防規程	30 分間

- 2 安全委員会は、放射線業務従事者登録の更新の申請をした者に対し、教育及び訓練(再教育訓練)を行わなければならない。時間数は安全委員会が定める。
- 3 透過写真撮影業務従事者として登録の申請をした者に対し、電離則第52条の5に定める透過写真撮影業務特別教育を4.5時間以上行わなければならない。
- 4 エックス線作業者として登録の申請をした者に対し、教育及び訓練を行わなければならない。時間数は安全委員会が定める。
- 5 主任者は、管理区域に一時的に立入る者に対し、放射線施設において放射線障害が

発生することを防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- 6 安全委員会は、第1項から第4項までの教育及び訓練を行った場合、教育及び訓練の内容並びに受講者名等の記録を作成し、保管するものとする。
- 7 表示付認証機器（教育用）使用に関する教育は管理者が行う。

（放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者に対する措置）

**第20条** 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者が生じた場合、施設の長は、学長及び安全委員会に報告しなければならない。

- 2 学長は、産業医に対して放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健指導を行わせるとともに、施設の長に対して適切な措置をとるよう指示するものとする。
- 3 安全委員会は、第1項の報告があった場合、直ちにその原因を調査し、学長に報告するとともに、施設の長に対して調査結果に基づく指導、助言を行うものとする。
- 4 施設の長は、産業医の意見及び安全委員会の指導、助言に基づいて、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、その程度に応じて管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止その他必要な措置を講じるとともに、学長及び安全委員会に報告するものとする。

（記帳）

**第21条** 施設の長は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備えなければならない。

- 2 主任者は、帳簿に所定の事項が記載されていることを確認のうえ検印するものとする。
- 3 主任者は、帳簿を毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後、5年間保存しなければならない。
- 4 帳簿の様式は、安全委員会が定める。
- 5 前項の帳簿に記載すべき項目は、別表2に定める。
- 6 エックス線については、別表3に定める。

（定期報告）

**第22条** 障害防止法施行規則第39条第3項に基づき、施設の長は、施設の放射線管理状況報告書を毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について作成し、当該期間の経過後1月以内に安全委員会委員長を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により提出を受けた放射線管理状況報告書を取りまとめて、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

(盗難、紛失等の予防措置)

**第23条** 施設の長は、放射性同位元素の盗難、紛失等の予防のため、施設区分における管理体制の整備、充実を図り、必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- (1) 照明装置の設置又は活用
- (2) 警報装置の設置又は活用
- (3) 終業時の保管状況の確認
- (4) 勤務時間外における使用の規制及び巡視
- (5) 発注、出納等方法の厳守
- (6) 貯蔵、保管等方法の厳守
- (7) 運搬等方法の厳守
- (8) その他盗難、紛失予防上必要な措置

(事故時の措置及び報告)

**第24条** 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに主任者、エックス線作業管理者又は管理者に通報しなければならない。ただし、第1項第4号に掲げる場合は、直接安全委員会委員長に通報するものとする。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は、所在不明が生じた場合
  - (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が、次に掲げる場合のように異常に漏洩した場合
    - イ 液体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が、排水に係る濃度限度を超えて管理区域外に漏洩した場合
    - ロ 気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が、排気に係る濃度限度を超えて管理区域外に漏洩した場合
    - ハ 管理区域外の場所が、表面密度限度の10分の1を超えて汚染された場合
    - ニ その他放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたものが異常に漏洩した場合
  - (3) 管理区域に立ち入った者が、次に掲げる場合のように異常に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
    - イ 放射線業務従業者が、実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
    - ロ 一時的に立ち入る者が被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
  - (4) 前各号のほか放射線による事故が発生し、又は発生したおそれがある場合
- 2 主任者、エックス線作業管理者又は管理者は、前項（第4号を除く。）の通報があったとき、又は自ら前項に掲げる事態を発見したときは、直ちに施設の長に連絡しなければならない。

- 3 施設の長は、主任者、エックス線作業管理者又は管理者をして極力原因の調査に努めさせ、応急の措置を講じさせるとともに、直ちに学長及び安全委員会委員長に報告しなければならない。
- 4 第1項第4号により通報を受けたときは、安全委員会委員長は、関係者から事情を聴取し、適切な措置を講じるとともに、直ちに学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、前2項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、又その状況及びそれに対する措置については10日以内に、それぞれ原子力規制委員会及び所轄の労働基準監督署長に報告するとともに、警察署に届け出るものとする。

#### (危険時の措置)

**第25条** 地震、火災、風水害等が起こったことにより、放射性同位元素等を使用する施設等において、放射線障害が発生した場合、若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時の事態」という。）においては、次の各号並びに主任者、エックス線作業管理者又は管理者が指示する事項により措置しなければならない。

- (1) 災害等の事態を発見した者は、直ちに主任者、エックス線作業管理者又は管理者に通報するものとする。
- (2) 主任者、エックス線作業管理者又は管理者は、前号の通報のあったとき、又は自ら災害時の事態を発見したときは、速やかに当該施設の長に通報しなければならない。
- (3) 当該施設の長は、主任者、エックス線作業管理者又は管理者をして、障害防止法施行規則第29条第1項に基づく応急の措置を講じさせるとともに、同条第3項に規定する事項について、学長及び安全委員会委員長に通報するものとする。
- (4) 学長は、前号の通報を受けたとき、状況を判断し、直ちに所轄の消防署、警察署へ通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出るとともに、所轄の労働基準監督署長に報告するものとする。

#### (地震等の災害時における措置)

**第26条** 当該施設の長及び主任者は、地震、火災等の災害が起こった場合には、当該施設等の点検を行い、当該施設の長にあっては、その結果を学長に報告しなければならない。ただし、地震時においては、震度4以上を目安に管理区域の点検を行い、その結果を原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の点検は、第8条第2項に規定する別表の点検項目に準じて行うものとする。

## 第6章 雑 則

### (具申事項)

**第27条** 施設の長は、放射線業務従事者等が主任者、エックス線作業管理者又は管理者

の命令等を受けたものにもかかわらず、この規程の定めるところに著しく違反し、又は違反するおそれがある場合は、安全委員会に報告するものとする。

- 2 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対しその放射線業務従事者の放射線作業の制限、禁止等の措置について具申するものとする。
- 3 施設の長は、放射線施設において放射線障害の生じるおそれがあるとき、安全委員会に報告するものとする。
- 4 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対し当該施設への立入禁止、閉鎖等の措置について具申するものとする。

(実施規程)

**第28条** この規程に定める事項の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 点検項目（第8条関係）

その1（放射性同位元素研究施設における項目）

1 位置等
ア 地崩れ及び浸水のおそれのないこと。
2 周囲の状況
ア 事業所境界及び事業所内居住区域に変更がないこと。
3 主要構造部等
ア 施設基準を充たす耐火構造又は不燃材料造りになっていること。
4 しゃへい等
(1) 施設内の人が常時立ち入る場所及び管理区域の境界
ア しゃへい物の破損及び欠落がないこと。
イ 線量が限度値以下であること。
(2) 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域
ア しゃへい物の破損及び欠落がないこと。
イ 線量が限度値以下であること。
5 管理区域の区画
ア さく等が設けられている場合は、破損等がないこと。
イ 通常利用していない出入口等がある場合は、施錠されていること。
6 標識
ア 放射線施設及び管理区域の境界の出入口又はその付近に放射線施設に応じて所定の標識が付されていること。
イ 標識に色あせ、破損等がないこと。
7 注意事項の掲示
ア 放射線施設又は管理区域の目の付きやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項が掲示されていること。
イ 管理組織及び連絡体制について、現状に見合った内容が掲げられていること。
8 出入管理のための設備
ア 入退室管理装置が確実に作動すること。
イ 入退室モニターが正常に表示されていること。
ウ 停電等の緊急時の場合においては、手動で扉が開閉できること。
9 作業室（実験室等）
(1) 構造
ア 床等の仕上材の目地等が開いて、すきまが生じていないこと。
イ 壁等に亀裂がないこと。
(2) 表面材料
ア 壁その他の表面材料にヒビ、腐食、剥離及び磨減がないこと。
(3) フード
ア フードが確実に排気設備に連結され、連結部に腐食等がないこと。
イ フードが正常に作動すること。
ウ ダンパーが正常に作動すること。
エ フードの扉を閉じたとき、バイパスから十分に排気され、室内空気の流れに大きな変化が生じないこと。
(4) 流し
ア 流しに漏水するような損傷がないこと。
イ 流しと配管の接合部から漏水又はその痕跡がないこと。
ウ 配管づまりがないこと。
(5) 作業室内の換気
ア 作業室内の空気が排気口やフードから排出されていること。
(6) 標識
ア 作業室の出入口又はその付近に所定の標識が付されていること。
10 汚染検査室
(1) 位置
ア 出入口付近の汚染検査に適した場所に設けられていること。
(2) 構造
ア 床等の仕上材の目地等が開いて、すきまが生じていないこと。

イ 壁等に亀裂がないこと。
(3) 表面材料 ア 壁その他の表面材料に、ヒビ、腐食、剥離及び磨減がないこと。
(4) 洗浄設備 ア 流し等が排水設備に連結され、連結部に腐食等がないこと。 イ 流しは排水の流れがよく、かつ、漏洩していないこと。
(5) 更衣設備 ア 作業衣等が破損していないこと。
(6) 汚染検査設備 ア ハンドフットクロスモニター及びGMサーベイメーターが正常に作動すること。
(7) 標 識 ア 出入口又はその付近に所定の標識が付されていること。
11 貯蔵室及び貯蔵箱
(1) 位 置 ア 貯蔵室及び貯蔵箱が承認された所定の位置にあること。
(2) 構 造 ア 貯蔵室は耐火構造で、その開口部に特定防火設備防火戸が設けてあること。 イ 貯蔵箱は耐火性の構造になっていること。
(3) 閉鎖のための設備又は器具 ア 錠等で確実に閉鎖できること。 イ 錠等の閉鎖用具が適切な方法で保管されていること。
(4) 放射性同位元素を保管中の貯蔵箱等に係る措置 ア みだりに持ち運べないように措置されていること。 イ 受皿その他汚染の広がりを防止するための器具の状態が良好であること。
(5) 標 識 ア 貯蔵室の出入口又はその付近に所定の標識が付されていること。 イ 貯蔵箱の表面に所定の標識が付されていること。 ウ 貯蔵容器の表面に所定の標識が付されていること。
12 排気設備
(1) 排気浄化装置 ア フィルターチャンバーに空気が漏洩するような損傷がないこと。 イ 差圧計が正常で、異常な漏洩や目詰まりがないこと。 ウ フィルターがフィルターチャンバーに密着していること。 エ フィルターの圧力損失が目安値を超えていないこと。 オ 排気モニターが確実に作動していること。
(2) 排風機 ア 排風機本体とモーターに異常音や過熱がなく、安定した状態で作動していること。 イ ベルトに損傷や異常なたるみがないこと。
(3) 排気管 ア 排気管に異常がないこと。 イ 汚染空気の広がりを防止するダンパーが正常に作動すること。
(4) 標 識 ア 排気浄化装置の表面に所定の標識が付されていること。 イ 排気口の付近に所定の標識が付されていること。 ウ 排気管の表面に「放射能表示」が付されていること。
13 排水設備
(1) 排水浄化槽 ア 排水の漏洩がないこと。 イ 本体及び塗装面に損傷がないこと。 ウ 排液採取が安全かつ確実に行えること。 エ 排水採取口付近に設けられたさくに損傷がないこと。 オ モニターが確実に作動し、かつ、排液が漏れないこと。 カ 水位計が正しい水位を示すこと。 キ 排水ポンプが確実に作動すること。
(2) 排水管

ア 排水管の点検できる範囲に漏洩又はその痕跡が認められないこと。
(3) 標 識 ア 排水浄化槽の表面又はその付近及び排液処理装置に所定の標識が付されていること。 イ 排水管の地上露出部分に「放射能表示」が付されていること。
14 保管廃棄設備
(1) 閉鎖のための設備又は器具 ア 錠等で確実に閉鎖できること。 イ 錠等の閉鎖用具が適切な方法で保管されていること。
(2) 標 識 ア 保管廃棄設備の入口又はその付近に所定の標識が付されていること。 イ 保管廃棄容器の表面に所定の標識が付されていること。
15 有機廃液焼却炉
(1) 焼却炉 ア 着火、燃焼及び消火が確実にできること。 イ 警報装置が確実に作動すること。
(2) 排 気 ア 焼却炉から発生する燃焼ガスの排気管が排気設備に連結されていること。

別表2 (第21条関係)

(受入れの帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素を受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素の受入れに従事する者の氏名

(払出しの帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素を払出した年月日及びその相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素の払出しに従事する者の氏名

(使用の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射線発生装置の種類
- (3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- (4) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者の氏名

(保管の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- (3) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(運搬の帳簿)

- (1) 放射性同位元素等の運搬の年月日及び運搬の方法
- (2) 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(廃棄の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素等の廃棄の年月日，方法及び場所
- (3) 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(施設の点検の記録)

- (1) 施設の点検の実施年月日，結果及びこれに伴う措置の内容
- (2) 点検を行った者の氏名

(教育及び訓練の記録)

- (1) 教育及び訓練の実施年月日，項目及び時間数
- (2) 教育及び訓練を受けた者の氏名

別表3 (第21条関係)

(エックス線発生装置使用の記録)

- (1) エックス線発生装置の使用の年月日及び入室・退室時間
- (2) ポケット線量計の値
- (3) エックス線発生装置の使用者の氏名